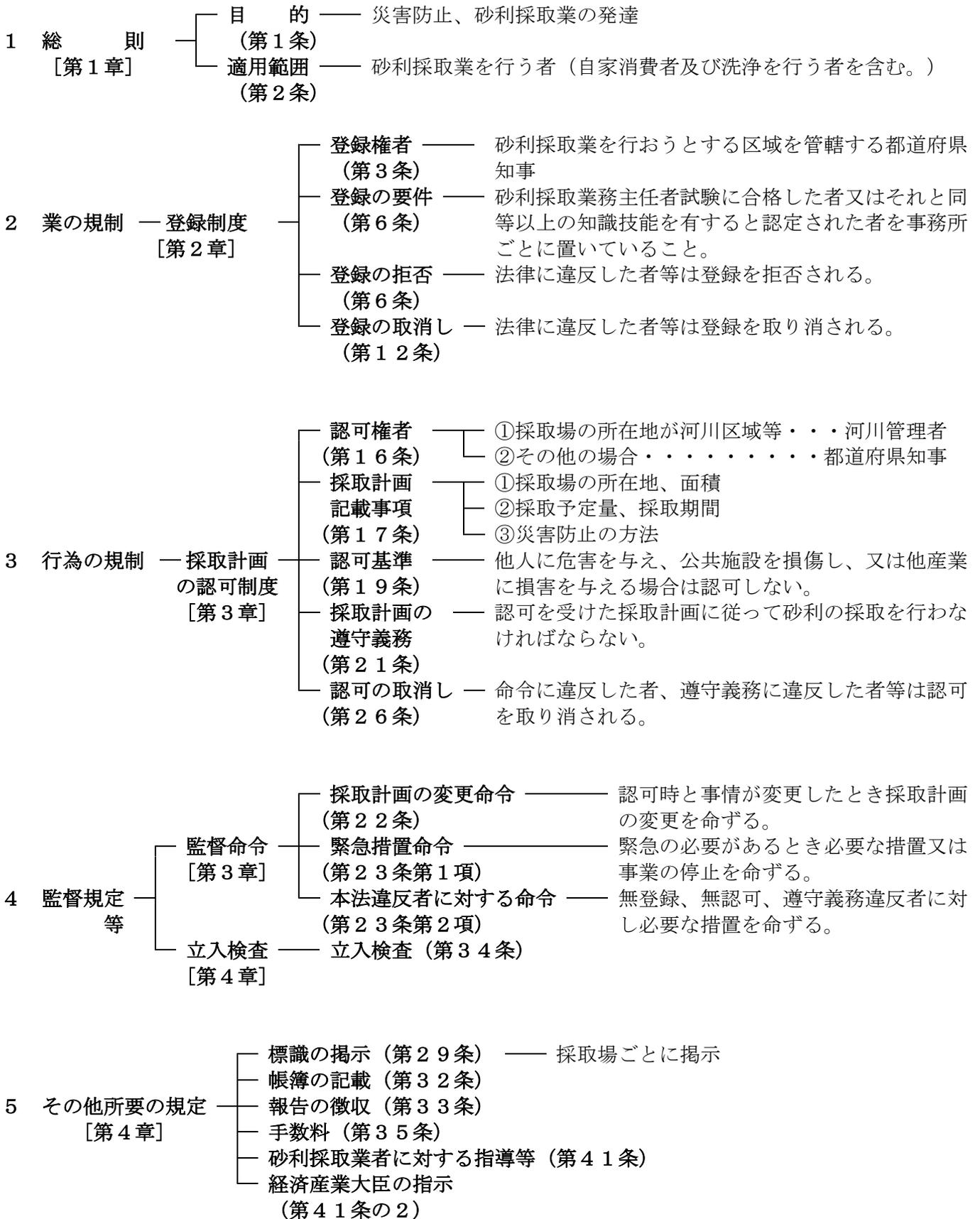


Ⅲ 砂 利 採 取 法

1 砂利採取法の概要



2 砂利採取業とは

- ① 営利、非営利を問わず、砂利の採取を事業目的として反復継続して行う態様のもの。
- ② 本来の事業目的達成のために副次的に行う砂利の採取であっても、採取した砂利を販売したり、他の場所で使用したりするもの。
- ③ 原土石を洗浄し、それを製品化するもの。

3 業務主任者

(1) 業務主任者

砂利採取業を行う者は、その事務所ごとに業務主任者を置かなければ、登録を受けることができない。

業務主任者は次の職務を行う。

- 1 採取計画の作成及び変更に参加すること。
- 2 砂利採取場において、認可採取計画に従って砂利の採取が行われるように監督すること。
- 3 砂利の採取に従事する者に対する砂利採取に伴う災害の防止に関する教育の立案、実施またはその監督を行うこと。
- 4 法第32条の帳簿の記載及び法第33条の報告について監督すること。
- 5 砂利の採取に伴う災害が発生した場合に、その原因を調査し、及びその対策を講ずること。